

業債第14号(例)

2023年4月21日

代理店引受金融機関本部
代 理 店 御中

日本銀行業務局

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」の一部改正に関する件

今般、財務局(事務所)から交付取扱店に送付される訂正依頼書の写の枚数が2枚から1枚に変更されたことに伴い、または規程整備の観点から、標記手続(平成5年12月17日付業債第10号別冊)の一部を別紙のとおり改正し、本日から実施することとしましたので通知します。

以 上

「日本銀行代理店国債事務取扱手続」中一部改正

- 323-2（記載例を除く。）を横線のとおり改める。

323-2	訂正通知書による訂正
-------	------------

∫
略（不変）
∫

* 財務局（事務所）からの訂正通知書には、訂正内容を記載した都道府県知事または厚生労働省の訂正依頼書の写（証券・交付内訳書の訂正通知書にあつては2通、印鑑票・氏名等届出書の訂正通知書にあつては1通）が添付されている。

なお、慰労金国庫債券のときは、業務局から訂正通知書1通が送付されることとなっている。

略（不変）

①略（不変）

イ. 略（不変）

ロ. 略（不変）

- 略（不変）

∫
略（不変）

略（不変）

②業務局への訂正
済通知など

- 財務局（事務所）からの訂正通知書により、交付内訳書の受取人氏名または支払場所を訂正したときは、訂正通知書に添付されている都道府県知事または厚生労働省の訂正依頼書の写2通のうち、1通（1通のときはその写）に当該証券の番号、訂正日付、訂正の旨および店名を記載し、業務局国債証券業務グループへ日本銀行業務オンラインにより送付する。

略（不変）

* ~~都道府県知事または厚生労働省の訂正依頼書の写2通のうち、残りの1通は、適宜廃棄する。~~

以下略（不変）

○ 323-2②の **訂正通知書（訂正依頼書添付）の記載例** を **訂正通知書（訂正依頼書の写添付）の記載例** とし、 **訂正通知書（訂正依頼書の写添付）の記載例** の●証券・交付内訳書の訂正の場合を次のとおり改める（全面改正）。

● 証券・交付内訳書の訂正の場合
（訂正通知書）

○財理第××号
令和5年12月4日

日本銀行○○代理店 御中

○○財務局長 ○○○

国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について

標記のことに、○○都道府県知事から別添のとおり訂正依頼があったので通知します。

（訂正依頼書の写）

発かん番号 15
令和5年11月17日

〇〇都道府県知事 印

国債発行請求内訳書記載事項の一部訂正について（依頼）

標記のことに、下記のとおり誤りがあったので訂正されたく依頼します。

交付取扱店名	通し頁	裁定通知書記号番号	国債名称	記号	額面金額	受取人氏名	訂正事項		※令達番号
							正	誤	
日本銀行 ○○代理店	5	○特E裁定 000025	第二十二回 特別給付金 国庫債券	は	200万円	甲野一郎	甲野一郎	甲野一郎	財理二十二給国 第123号 5.11.8

0741250

「注」 ※印欄は、裁定機関では記載しないこと。

5.12.11 訂正 日本銀行○○代理店

自店保管
(保管期間1年)

訂正日付・訂正の旨・店名を表示し、業務局国債証券業務グループへ日本銀行業務オンラインにより送付する。

適宜の個所に証券番号を記載する。